（添付書類等の省略）

第六条の十八　都道府県知事等は、第六条の六第二項、第六条の八第二項若しくは第五項、第六条の十第二項又は第六条の十六第二項（これらの規定を第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第六条の十六第二項第五号	第二十九条第四項第一号
第六条の十七第一項	第二十九条第二項及び第三項
同条第四項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金

（添付書類等の省略）

第六条の十八　都道府県知事等は、第六条の六第二項、第六条の八第二項、第六条の十第二項又は第六条の十六第二項（これらの規定を第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項第一号	
第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第二項及び第三項	
令第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項	
父子家庭高等職業訓練修了支援給付金	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十条の二の二　法別表十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］	**第十条の二の二**　［同上］ ［一　同上］
二　医師法による医師免許証、再教育研修修了登録証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　略］ 四　医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五～十一　［略］	二　医師法による医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　同上］ ［新設］ 四～十　［同上］
第十条の三　法別表十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　歯科医師法による歯科医師免許証、再教育研修修了登録証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　略］ 四　歯科医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五～十一　［略］	**第十条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　歯科医師法による歯科医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　同上］ ［新設］ 四～十　［同上］